島根県報

令和７年８月８日（金）

号外第７９号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】

道路の供用開始　　（道路維持課）　２

告　示

島根県告示第458号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和７年８月８日

島根県知事　丸　山　達　也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
			メートル			
一般国道	431号	松江市大野町249番12地先から同町238番１地先まで	83.24	令和７年８月８日	松江県土整備事務所	
県道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町北浦481番１地先から同491番２地先まで	86.40	令和７年８月８日		
〃	〃	松江市美保関町北浦623番１地先から同624番２地先まで	46.00	令和７年８月８日		
〃	安来木次線	雲南市木次町寺領339番19地先から同3041番１地先まで	200.00	令和７年８月８日	雲南県土整備事務所	